

地域等の課題に応じた教育課程研究事業 「伝統文化教育実践研究」実施要項

平成22年4月1日 国立教育政策研究所長決定

1 趣旨

各教科等における我が国の伝統や文化に関する学習指導についての実践研究を行うことにより、学校教育において児童生徒が我が国の伝統や文化にふれ、関心や理解を深め、それらを大切にしようとする態度を育て、豊かに生きる力をはぐくむことに資するとともに、教育課程の基準の改善の参考となる資料を得る。

2 事業の委嘱及び実施

(1) 本事業の実施を希望する都道府県・指定都市教育委員会は、本事業を実施する適切な学校（小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校（以下「実践研究校」という。))を選定し、別途定める調書を国立教育政策研究所に提出するものとする。

なお、実践研究校の学校種、「実践研究校」等の呼称等については、地域や学校の実態等に応じて、都道府県・指定都市教育委員会において決定するものとする。

(2) 国立教育政策研究所は、上記（1）により提出のあった内容を審査し、本事業の委嘱が適当と認めた場合、別途定める実施計画書の提出を求める。

(3) 国立教育政策研究所は、上記（2）により提出のあった実施計画書が適切であると認めた場合、都道府県・指定都市教育委員会に実践研究を委嘱する。

3 研究期間

原則として2か年とする。

4 実践研究校数

各都道府県・指定都市当たり1校程度とし、全体で60校程度とする。

5 研究課題

実践研究校は、地域や学校等の実態に応じて、我が国の伝統や文化に関する教育について、教育課程上の位置付け、指導内容、指導方法、教材等について実践研究を行うものとする。

研究に当たっては、学習指導要領に示す各教科等の目標・内容を踏まえ、我が国の伝統や文化に関する学習を教育課程上適切に位置付けるとともに、児童生徒が学校教育の中で我が国の伝統や文化にふれたり、認識を深める機会を充実するための全体計画、各教科等や学年ごとの指導計画等を作成することに特に留意するものとする。また、外部の人材や団体等との効果的な連携についても配慮するものとする。

(伝統文化に関する教育の例)

茶道，華道，日本舞踊，和装や礼法，伝統音楽（邦楽，和楽器など），郷土芸能，伝統工芸など

6 実践研究事業の運営等

(1) 委嘱を受けた都道府県・指定都市教育委員会は、国立教育政策研究所と密接な連絡

をとり，その援助と助言を受けて事業を実施するものとする。また，国立教育政策研究所は必要に応じて連絡協議会を開催することができる。

- (2) 都道府県・指定都市教育委員会は，域内の学校における我が国の伝統や文化を尊重する教育の充実を図る観点から，運営協議会等の組織を設けるなど，事業の円滑な実施のための体制を整備するものとする。

7 報告書等の提出

- (1) 実践研究校は，校内の研究体制を整備し，計画的，継続的に研究を進めるために，各年度の初めに実施計画書を，各年度の終わりに研究成果報告書を都道府県・指定都市教育委員会に提出するものとする。
- (2) 委嘱を受けた都道府県・指定都市教育委員会は，域内において本事業を推進するために，各年度初めに都道府県・指定都市教育委員会と各実践研究校の実施計画書を，各年度の終わりに都道府県・指定都市教育委員会と各実践研究校の研究成果報告書を取りまとめ，国立教育政策研究所に提出するものとする。

なお，研究成果報告書については，第1年次の終了時に中間報告書を，研究の終了時に最終の報告書を提出するものとし，これらの様式，その他必要な事項については，国立教育政策研究所から別途連絡するものとする。

8 成果の普及

- (1) 研究成果報告書については，本事業の研究成果を普及するため，国立教育政策研究所においてその集録を編集し，一部又は全部を修正・翻案し，文部科学省刊行物をはじめとした書籍，インターネット及びその他の媒体により公表するほか，国立国会図書館が一般に提供することを許諾することができるものとする。
- (2) 都道府県・指定都市教育委員会及び実践研究校においては，地域や学校の実態に応じて，成果発表会，公開授業，研修会等の開催，インターネットによる情報提供などの取組を実施することにより，本事業の成果を普及し他校との共有を図るよう，積極的な情報提供を行うものとする。

9 経費

- (1) 国立教育政策研究所は，予算の範囲内で，年度ごとに研究に必要な経費を都道府県・指定都市教育委員会からの請求に基づいて支出するものとする。
- (2) (1)により支出する経費の上限額は，実践研究校の数にかかわらず，委嘱を受けた都道府県・指定都市を単位として設定するものとする。
- (3) 委嘱金の支出の対象となる経費及び各経費項目への配分額は，実施計画書のとおりとし，変更する場合はあらかじめ国立教育政策研究所に協議し承認を受けるものとする。ただし，各経費項目における配分額の変更増減が委嘱金額の20%以内，又は，5万円以内の場合には，この限りでない。
- (4) 委嘱を受けた都道府県・指定都市教育委員会は，各年度終了後速やかに別途定める収支精算書を国立教育政策研究所に提出するものとする。

10 その他

国立教育政策研究所は，必要に応じて，この事業の進捗状況及び経費の処理状況について，実態調査を行う。